

1. 件 名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構との審査等の進め方に関する面談

2. 日 時：令和3年11月2日（火）8：30～9：25

3. 場 所：原子力規制庁10階南会議室（テレビ会議）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 研究炉等審査部門

志間安全規制管理官（研究炉等審査担当）、来住管理官補佐、小多係長

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

安全・核セキュリティ統括部 奥田部長 他5名

高速炉・新型炉研究開発部門 大洗研究所 1名

5. 要 旨

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）から、常陽の工事計画及び機構の許認可審査案件の優先度について、主に以下のとおり説明があった。

- ・許認可審査案件の優先度については、早期の安全対策が必要な東海再処理施設の廃止措置計画のほか、許認可期限が遅れると今後の工事に影響がある案件の優先度を高くしている。
- ・常陽については、標準応答スペクトルの取り入れが決まったため、それに係る補正申請を11月に予定している。常陽の工事計画については、2022年度中に工事に着手する計画としている。なお、常陽におけるRI医薬品の原料製造に伴う設置変更許可申請については、安全性の確保に集中して取り組むべきであることから、まずは新規制基準への適合性審査対応を完了させ、その後、設置変更許可申請を検討している。
- ・安全・核セキュリティ統括部の組織体制変更に伴う保安規定変更認可申請について、一部、各拠点組織の体制変更も加えた保安規定変更認可申請を検討している。

これに対し、規制庁からは主に以下の点を指摘した。

- ・優先度の高い許認可申請案件は、そのスケジュールを踏まえた早めの申請等の対応が必要になることから、スケジュールを前もって担当者と共有すること。
- ・機構内の組織変更に係る保安規定変更認可申請については、共通内容に係る審査を合理的に進めることを考えているので、担当者とよく相談すること。

これに対し、機構からは了解した旨回答があった。

6. 配付資料

資料1 原子力規制庁研究炉等審査部門等における JAEA 許認可審査案件

以上